

## 枚方市地域防災計画 新旧対照表 (案)

(地震災害応急対策・復旧復興対策編)

理由欄の凡例

府：大阪府地域防災計画の修正に伴うもの

市：市独自の理由によるもの

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
<b>第1章 組織動員体制</b>			
<b>1</b>	<b>第1節 災害警戒本部体制</b>		
1	<p>《基本的な考え方》 市域又は隣接市町（<u>寝屋川市、交野市、生駒市、京田辺市、八幡市、高槻市、島本町</u>）で震度4を観測した場合、又は副市長が必要と認めた場合、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。</p> <p>《対策の展開》 1 警戒本部の設置 (1) 設置基準 ア 市域又は隣接市町（<u>寝屋川市、交野市、生駒市、京田辺市、八幡市、高槻市、島本町</u>）で震度4を観測したとき</p>	<p>《基本的な考え方》 市域で震度4を観測した場合、又は副市長が必要と認めた場合、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。</p> <p>《対策の展開》 1 警戒本部の設置 (1) 設置基準 ア 市域で震度4を観測したとき</p>	市
4	<b>第2節 災害対策本部体制</b>		
7	<b>【枚方市災害対策本部の組織】</b>	<u>付紙1</u> に変更	市
13	<b>第4節 職員の動員配備</b>		
15～ 17	(2) 配備区分の動員人員	<u>付紙2</u> に変更	市
<b>第2章 通信情報体制</b>			
21	<b>第1節 災害情報の収集・伝達に関する計画</b>		
24～ 25	<p>4 住民への周知 (1) [略] (2) 周知の方法 ①～⑥ [略] <u>(追加)</u></p>	<p>4 住民への周知 (1) [略] (2) 周知の方法 ①～⑥ [略] <u>⑦ 携帯メールや緊急速報メールの利用</u></p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由						
29	<p>4 被害状況調査及び報告 … (中略) … (1) [略] ア～ウ [略]</p> <table border="1" data-bbox="286 316 1099 691"> <tr> <td data-bbox="286 316 443 691">被害調査</td> <td data-bbox="443 316 577 691">被害速報</td> <td data-bbox="577 316 1099 691"> <p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って各町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p> </td> </tr> </table>	被害調査	被害速報	<p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って各町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p>	<p>4 被害状況調査及び報告 … (中略) … (1) [略] ア～ウ [略]</p> <table border="1" data-bbox="1182 316 1995 675"> <tr> <td data-bbox="1182 316 1339 675">被害調査</td> <td data-bbox="1339 316 1473 675">被害速報</td> <td data-bbox="1473 316 1995 675"> <p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p> </td> </tr> </table>	被害調査	被害速報	<p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p>	市
被害調査	被害速報	<p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って各町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p>							
被害調査	被害速報	<p>災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害 (被害) の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害 (被害) の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って町ごとに取りまとめて本部に報告する。</p>							
33	<b>第2節 通信手段の確保</b>								
33	<p>《基本的な考え方》 市及び関係機関は、状況に応じて電話や防災行政無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話、アマチュア無線、MCA無線等を活用して通信体制を整える。</p>	<p>《基本的な考え方》 市及び関係機関は、状況に応じて電話や防災行政無線、MCA無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話、アマチュア無線等を活用して通信体制を整える。</p>	市						
34	<p>4 多様な通信手段の活用 (1)、(2) [略] (3) 防災行政無線の利用 支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、防災行政無線により行う。 (4) [略] (5) 非常通信等の利用 災害時において、電気通信設備 (NTT通信電話等) が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかも防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。</p>	<p>4 多様な通信手段の活用 (1)、(2) [略] (3) MCA無線の利用 支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、MCA無線により行う。 (4) [略] (5) 非常通信等の利用 災害時において、電気通信設備 (NTT通信電話等) が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかもMCA無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。</p>	市						

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
35	<b>第3節 広報・広聴計画</b>		
35	(2) 広報の方法 ア～カ [略] <u>(追加)</u> <u>キ</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報 <u>ク</u> 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報	(2) 広報の方法 ア～カ [略] <u>キ</u> <u>携帯メールや緊急速報メールの活用</u> <u>ク</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報 <u>ケ</u> 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報	府
38	第2 災害広聴対策 《基本的な考え方》 市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに対応するため、相談窓口を開設するなどの <u>広聴活動</u> を実施する。	第2 災害広聴対策 《基本的な考え方》 市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに <u>速やかに対応するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた</u> 相談窓口を開設するなど <u>積極的に</u> 広聴活動を実施する。	府
<b>第3章 初期応急活動</b>			
39	<b>第1節 応援・派遣要請</b>		
39	第1 広域応援等の要請と受入れ 《基本的な考え方》 市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に <u>府及び防災関係機関等と密接な連絡</u> をとり、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。	第1 広域応援等の要請と受入れ 《基本的な考え方》 市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に <u>府、関西広域連合及び防災関係機関等と密接な連絡</u> をとり、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。	府
41	2 応援要請 (1)、(2) [略] (3) 緊急消防援助隊の <u>派遣要請</u> 枚方寝屋川消防組合管理者は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちに <u>その旨連絡するものとする</u> 。 なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。	2 応援要請 (1)、(2) [略] (3) 緊急消防援助隊の <u>応援要請</u> 枚方寝屋川消防組合管理者 <u>又は消防長</u> は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちに <u>応援要請を行うものとする</u> 。 なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
48	<b>第2節 消火・救助・救急活動</b>		
49	<p>1 消防機関の体制と活動組織 … (中略) …</p> <p>(2) 非常<u>召集</u>の区分</p> <p>ア 震災1号<u>召集</u> (震度4) 本部職員 <u>警防部</u>課長以上の職員及び指定職員 各署職員 課長以上の職員<u>及び非番職員の課長</u></p> <p>イ 震災2号<u>召集</u> (震度5弱) 本部職員 <u>警防部以外の課長以上の職員及び指定職員</u> 各署職員 <u>警備課員及び指定職員</u></p> <p>ウ 震災3号<u>召集</u> (震度5強以上) 全職員</p> <p>エ 特命<u>召集</u> 震度に関係なく指定された職員</p>	<p>1 消防機関の体制と活動組織 … (中略) …</p> <p>(2) 非常招集の区分</p> <p>ア 震災1号招集 (震度4) 本部職員 課長以上の職員 <u>(ただし、交替制勤務員を除く。)</u> 及び指定職員 各署職員 課長以上の職員 (ただし、交替制勤務員を除く。)</p> <p>イ 震災2号招集 (震度5弱) 本部職員 <u>全員 (ただし、警防課員の交替制勤務員の調査担当及び指令課員週休者を除く。)</u> 各署職員 <u>警備課員 (毎日勤務者) 消防司令以上の職員、枚方市・寝屋川市及び隣接市町居住の非番職員</u></p> <p>ウ 震災3号<u>招集</u> (震度5強以上) 全職員</p> <p>エ 特命<u>招集</u> 震度に関係なく指定された職員</p>	
51	<p>3 広域応援の要請</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の応援要請 枚方寝屋川消防組合管理者は、<u>枚方寝屋川消防組合の</u>消防力及び府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、<u>緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。</u></p>	<p>3 広域応援の要請</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の応援要請 枚方寝屋川消防組合管理者 <u>又は消防長</u>は、<u>自らの</u>消防力及び<u>大阪府内</u>の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に<u>直ちに</u> <u>応援要請を行うものとする。</u> <u>なお、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。</u></p>	市
51	<p>4・5・6 [略]</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4・5・6 [略]</p> <p><u>7 惨事ストレス対策</u> <u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u></p>	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
5 2	<b>第3節 医療救護活動</b>		
5 2	1 医療救護活動体制 (1) <b>救急</b> 医療対策会議の招集 市長は、健康部、市民病院、三師会、枚方寝屋川消防組合、枚方保健所で構成する <b>救急</b> 医療対策会議を災害対策本部と同じ建物内に招集する。	1 医療救護活動体制 (1) <b>災害</b> 医療対策会議の招集 市長は、健康部、市民病院、三師会、枚方寝屋川消防組合、枚方保健所 <b>及び必要な医療機関等</b> で構成する <b>災害</b> 医療対策会議を、 <u>必要に応じ</u> 災害対策本部と同じ建物内に招集する。	市
5 7	<b>第4節 避難誘導</b>		
5 9	(4) 住民に対する周知 イ 周知の手段 ①～⑤ [略] <u>(追加)</u> ⑥ インターネット（市ホームページ） ⑦ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。	(4) 住民に対する周知 イ 周知の手段 ①～⑤ [略] <u>⑥ 携帯メールや緊急速報</u> <u>⑦ インターネット（市ホームページ）</u> <u>⑧ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。</u>	府
6 0	3 避難の誘導 (1) 住民の避難誘導 …（中略）… なお、府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」 <u>の作成後は、これに則した対応とする。</u>	3 避難の誘導 (1) 住民の避難誘導 …（中略）… なお、 <b>福祉部</b> は府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」 <u>を作成し、作成後はこれに則した対応とする。</u>	府
6 6	(4) 避難所が不足する場合 …（中略）… <u>(追加)</u>  (5) 災害時要援護者への配慮 避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	(4) 避難所が不足する場合 …（中略）… <u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</u>  (5) 災害時要援護者への配慮 避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、 <b>民間賃貸住宅</b> 、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
67	<p>2 避難所の運営・管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難者名簿の作成</p> <p>ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難所における情報提供 [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。</p> <p>エ・オ [略]</p>	<p>2 避難所の運営・管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難者名簿の作成</p> <p>ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。<u>また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難所における情報提供 [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 被害状況や<u>応急対策の実施状況・予定</u>、避難者情報等について広報する。</p> <p>エ・オ [略]</p>	府
68	<p>(7) 生活環境への配慮</p> <p><u>避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</u></p> <p>(8) 災害時要援護者への配慮</p> <p>教育委員会、健康部及び福祉部は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。</p> <p>(9) 男女双方の視点への配慮</p> <p><u>非難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点へ配慮する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(7) 生活環境への配慮</p> <p><u>避難所生活の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシー確保、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(8) 災害時要援護者への配慮</p> <p>教育委員会、健康部及び福祉部は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。</p> <p>(9) 男女双方の視点への配慮</p> <p><u>避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点へ配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</u></p> <p><u>(10) 外国人への配慮</u></p> <p><u>外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</u></p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
75	<b>第6節 交通輸送対策</b>		
81	<p>第3緊急輸送体制の確立 《対策の展開》</p> <p>1 人員、輸送用車両等の確保 (1)～(3) [略] (4) その他輸送手段の確保 ア ヘリコプターの利用 ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、<u>枚方寝屋川消防組合は</u>災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。 ①・② [略] イ 船舶の利用 市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事にあつせんを要請する。</p>	<p>第3緊急輸送体制の確立 《対策の展開》</p> <p>1 人員、輸送用車両等の確保 (1)～(3) [略] (4) その他輸送手段の確保 ア ヘリコプターの利用 ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、<u>枚方寝屋川消防組合と協力して</u>災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。 ①・② [略] イ 船舶の利用 市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事にあつせんを要請する<u>とともに、淀川河川事務所長に緊急用船着場の利用を要請する。</u></p>	市
<b>第4章 応急対策活動</b>			
91	<b>第1節 生活救護に関する計画</b>		
91	<p>(2) 応援要請 ア 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、府と市町村が協力して設置する「<u>大阪府水道震災対策中央本部</u>」又は「ブロック本部」に支援を要請する。</p>	<p>(2) 応援要請 ア 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、府と市町村が協力して設置する「<u>大阪広域水道震災対策中央本部</u>」又は「ブロック本部」に支援を要請する。</p>	府
92	<p>(3) 応急給水の方法 ア～オ [略] <u>(追加)</u></p>	<p>(3) 応急給水の方法 ア～オ [略] <u>カ ボトル水の供給</u></p>	府
94	<p>イ 調達食料 … (中略) … 他の市町村、近畿農政局 (<u>大阪農政事務所</u>) に応援要請した場合は、府に報告する。</p>	<p>イ 調達食料 … (中略) … 他の市町村、<u>農林水産省</u>、近畿農政局 (<u>大阪地域センター</u>) に応援要請した場合は、府に報告する。</p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
105	<b>第3節 建築物・住宅応急対策</b>		
106	<p>2 住宅の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 … (中略) …</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 応急仮設住宅の管理 府と管理委託契約を結び、市の責任において管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障害者等に配慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 住宅の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 … (中略) …</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 応急仮設住宅の<u>運営</u>管理 府と管理委託契約を結び、市の責任において<u>適切な運営</u>管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障害者等に配慮する。</p> <p><u>この際、市は府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</u></p>	府
111	<b>第6節 災害時要援護者への支援</b>		
111	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害発生直後の災害時要援護者支援対策 … (中略) …</p> <p>(1) 災害時要援護者の安否確認 … (中略) …</p> <p>なお、府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。</p>	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害発生直後の災害時要援護者支援対策 … (中略) …</p> <p>(1) 災害時要援護者の安否確認 … (中略) …</p> <p>なお、<u>福祉部</u>は府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」<u>を作成し</u>、作成後はこれに則した対応とする。</p>	市
131	<b>第11節 ライフラインの応急対策</b>		
132	<p>5 応援要請 … (中略) …</p> <p>(1) 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、<u>府</u>と市町村が協力して設置する「大阪府<u>水道</u>震災対策中央本部」又は「ブロック本部」に支援を要請する。</p>	<p>5 応援要請 … (中略) …</p> <p>(1) 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、<u>大阪広域水道企業団</u>と市町村が協力して設置する「大阪府<u>広域水道</u>震災対策中央本部」又は「ブロック本部」に支援を要請する。</p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由				
	復旧復興対策 第1章 生活の安定						
150	第2節 被災者の生活確保						
150	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律)</p> <table border="1" data-bbox="266 347 1099 501"> <tr> <td>支給対象</td> <td>上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)</td> </tr> </table>	支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律)</p> <table border="1" data-bbox="1167 347 2000 501"> <tr> <td>支給対象</td> <td>上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、<u>兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る)</u> (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)</td> </tr> </table>	支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、 <u>兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る)</u> (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)	市
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)						
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、 <u>兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る)</u> (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)						
	付編 第4章 広報に関する計画						
172	<p>4 広報の方法</p> <p>広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。</p> <p>(1) 市広報車、消防自動車等による巡回広報</p> <p>(2) 防災行政無線 (同報系) による地区広報</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報</p> <p><u>(4)</u> 校区コミュニティ協議会をはじめ自主防災組織、自治会等への協力要請による災害時要援護者への周知</p> <p><u>(5)</u> 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供</p>	<p>4 広報の方法</p> <p>広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。</p> <p>(1) 市広報車、消防自動車等による巡回広報</p> <p>(2) 防災行政無線 (同報系) による地区広報</p> <p><u>(3) 市ホームページによる広報</u></p> <p><u>(4) 携帯メールや緊急速報メールによる広報</u></p> <p><u>(5)</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報</p> <p><u>(6)</u> 校区コミュニティ協議会をはじめ自主防災組織、自治会等への協力要請による災害時要援護者への周知</p> <p><u>(7)</u> 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供</p>	府				